

訪問看護医療DX情報活用加算について

令和6年の診療報酬改定に伴い、訪問看護ステーションあきたは、東北厚生局に届け出た訪問看護ステーション看護師等(准看護師を除く。)が、オンライン資格確認により利用者の保険情報や診療情報等を取得した上で、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。これにより訪問看護医療DX情報活用加算として下記料金を所定額に加算します。

訪問看護医療DX情報活用加算 5点(50円/月)

これに関する施設基準として、次の取り組みを実施しております。

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費および公費負担胃瘻に関する費用の請求に関する命令(平成4年厚生労働省令第5号)第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求の実施。
2. 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制の実施。
3. 医療DX推進体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報の取得、及び活用し、訪問看護サービスを行うことを見やすい場所に掲示する。
4. 3の掲示事項居ついて、ウェブサイトに掲載していること。

*個人情報の取り扱いについて

個人情報保護方針に基づいた適切な管理を行い、利用者への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

*資格情報の提供について

資格情報の提供は利用者及び代理人の同意に基づいて行われます。同意なしにオンライン資格確認を行うことはありません。

令和8年 6月 1日
訪問看護ステーションあきた